

令和9年度コミュニティ助成事業の募集について

募集期間：9月16日（水）まで

Q1

コミュニティ助成とは？

（一財）自治総合センターが宝くじの収益を財源に行っている社会貢献広報事業です。
コミュニティ活動に必要な公民館等の備品整備や、防災活動に必要な備品整備、親子で参加するソフト事業に対する助成等により、地域活性化に寄与する目的で実施しています。

Q2

対象団体は？

市内の区又は地域自治組織等の地域に密着して活動する団体が対象となります。

★コミュニティ助成事業対象団体
（参考例）

区や自治会、地域自治組織等をはじめ、地域的な共同活動を行っている団体

Q3

事業実施期間は？

令和9年4月1日以降実施し、令和10年3月31日までに完了する事業が対象となります。

Q4

事業の対象は？

【一般コミュニティ助成事業】 ●助成額：100万円から250万円まで(10万円単位)
コミュニティ活動に直接必要な設備(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業
(令和8年度県内採択件数：29件)

★参考例

区 分		対象となるもの	対象とならないもの
一般 コミュニティ 助成事業	生活環境の清潔、静けさ、 美観の維持等	芝刈機、除雪機等（ただし、ステップ付きなど、人が乗れるものは対象外）	・観光や教育(学校)行事目的の整備 ・広場の造成や砂場、遊歩道等の整備
	健康の管理・増進	トレーニング用具・健康管理器具等	・建物と実質一体とみなせるもの （トイレ、畳、カーペット、襖等）
	生活安全の確保の推進	防犯灯等（ただし、防犯カメラは対象外）	・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り備品
	お祭り、運動会、ピクニック その他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式 ステージ、各種用具等	・防災目的の備品
	文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、 イス・テーブル等	・一般調理器具(食器、包丁、鍋等)
	体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、空調機器（ただし、天井埋 め込み式は対象外）、照明器具の整備	・照明器具等のうち電球のみの整備
	その他	コミュニティ掲示板、屋外用放送設備等、基 礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫（た だし、同時に整備する備品の保管用に限る）	・車両(乗用式のトラクター等含む) ・建築物。ただし、建築物に該当しない東 屋（支柱・屋根・イス程度）、 基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納 庫は対象となります。（同時に整備 する備品収納庫としてのみ）

※上記は参考例です。上記以外の事例について、詳細はやぶぐらし未来協創課（662-3172）にご相談下さい。
なお、助成額は10万円単位で、端数は団体の負担となります。

◎事業を実施するにあたり、次の場合も対象外となりますのでご注意ください。

事業費が高額なもの(概ね助成額の2倍以上のもの)、1～2年で使用できなくなる消耗品・施設・備品、複数年度にまたがる事業、個人の所有物となったり使用が特定の人に限定される施設・備品、営利事業、コミュニティ活動の範囲を超えるもの、観光用・商業振興用・社会教育が主目的なもの、宗教関連事業、著しく高価なもの、土地の整備(取得、造成含む)、既存施設・中古品の購入、銃・刀剣類、既存設備等の修理、修繕(ただし地域の祭りに関する備品などは除く)

<お問合せ> 養父市役所市民生活部 やぶぐらし未来協創課

電話：079-662-3172

まずは一度
ご相談ください！

（裏面につづく）

Q5

応募方法は？

本助成事業は、市から県を経由して(一財)自治総合センターへ申請を行います。
令和9年度の助成を希望する団体は、応募書に必要事項を記入のうえ、窓口に出して
ください。なお、応募書提出後に内容のヒアリングを行う場合があります。

[市への提出書類]

- ① コミュニティ助成事業 助成応募書
- ② 金額の積算根拠の写し、備品等の詳細分かる資料(業者見積書およびカラーカタログ)
※見積書の宛名は規約等に記載の団体名義
- ③ 団体規約、団体の令和8年度事業計画及び予算書

[市への書類提出締め切り]

令和8年9月16日(水) ※期限厳守、郵送不可

[提出先又はお問い合わせ先]

養父市役所やぶぐらし未来協創課、または最寄りの地域局へご提出ください。

○ 養父市やぶぐらし未来協創課(電話 662-3172) ○ 養父地域局(電話 664-0281)

○ 大屋地域局(電話 669-0120) ○ 関宮地域局(電話 667-2331)

[その他留意事項]

- ・養父市から県へ申請を行うことができるのは、若干数です。応募団体が多数あった場合は、事業効果、緊急度、過去の採択状況などを考慮し、より優先度の高い団体を市において選定し、県へ申請いたします。
- ・本助成事業は、(一財)自治総合センターにより最終的に採択されるものであり、申請すれば必ず助成されるものではありません。

★スケジュール★(一般コミュニティ助成事業、青少年健全育成助成事業)

時 期	内 容	備 考
8月中旬～9月16日	R9年度分募集受付期間	9月16日(水)締切 (期限厳守)
10月初旬	事業申請	市から県を通じて(一財)自治総合センターへ申請
翌年4月	採択通知	(一財)自治総合センターから県を通じて市に通知
翌年4月～翌々年3月末	事業実施	実施にあたっては、市より決定通知を受けてから開始して下さい。
事業完了後	助成金の交付	事業完了後、市が検査又は調査を行い、申請団体に助成金を交付します。

Q6

助成を受けるのに何か必要な事は？

宝くじの収益を財源に助成されることから、事業で整備した設備やイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板に宝くじの広報表示をしていただきます。なお、表示するデザインは(一財)自治総合センターのホームページ「宝くじ社会貢献広報事業：表示に関するデザインマニュアル」に準拠します。(表示例/固定プレート表示、シール張付け、印刷、縫込み等)

[標準デザイン]※実際はカラー

